

## 令和7年度第2回用途廃止パソコン及びプリンタ等の売却に係る一般競争入札心得

### (趣旨)

第1条 この心得は、令和7年度第2回用途廃止パソコン及びプリンタ等の売却に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法、同施行令、その他関係法令、八尾市財務規則、契約に関する諸規程並びにこの心得、入札要領を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。

3 入札参加者は、仕様書、その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

### (入札)

第3条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

2 入札書に記載する金額は、消費税額を除く金額とすること。

3 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 入札当日の参加人員は、1業者2名以内とする。

### (入札の辞退)

第4条 指名を受けた者が、入札を辞退する時は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届書を担当所属の担当者に提出し、届けるものとする。（メール送付、郵送、もしくは持参、いずれも可。）

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当職員に直接提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### (入札の中止等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

### (開札)

第6条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。その結果については、すべての物件の開札を終えたあと、紙面にて知らせる。

### (無効の入札)

第7条 八尾市財務規則第111条による。次の各号の1に該当する入札は、無効とする

(1) 入札参加の資格を有しない者のした入札

(2) 指定の日時及び場所に提出しない入札

- (3) 入札者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (5) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (6) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (7) 再度入札において、2回目以降の入札価格が、前回の入札価格以下である入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2人以上の代理をした者の入札
- (11) 同一の入札について、入札者及びその代理人が、それぞれ入札したときは、その双方の入札
- (12) 明らかに連合によると認められる入札
- (13) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定は、最高の価格で入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない時は、直ちに再度の入札を行う。

2 第7条の規定による無効の入札をした者は、前項に規定する再度入札に参加することはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札とするべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札を

した者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金)

第11条 落札者は、落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を現金等で納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

(異議の申立て)

第12条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、説明の内容等についての不明を理由として、異議を申し立てることは一切できない。